

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	原田工業株式会社		コード	6904
提出日	2021/6/10	異動(予定)日	2021/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	追川 道代	社外取締役	○															○		有
2	桑原 亨二	社外取締役	○																新任	有
3	松原 隆	社外監査役	○																	有
4	荒田 和人	社外監査役	○																	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		弁護士としての専門的な知識や経験、幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、選任いたしました。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	桑原亨二氏は当社の取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、2013年3月に同行を退社しております。 なお、2021年3月末日現在における同行からの融資残高割合は40.6%ですが、当社は複数の銀行取引があり、代替可能な借入先であることから、同行からの借入に依存している状況にはありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、選任いたしました。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	松原隆氏は当社の取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、2013年9月に同行を退社しております。 なお、2021年3月末日現在における同行からの融資残高割合は40.6%ですが、当社は複数の銀行取引があり、代替可能な借入先であることから、同行からの借入に依存している状況にはありません。	監査体制強化を狙いとして、内部監査業務に対する豊富な経験や、公認内部監査人としての知見を当社の監査に反映していただくため、選任いたしました。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	荒田和人氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍しておりましたが、2011年8月に同監査法人を退社しております。	公認会計士としての専門的な知識、経験等を当社の監査に反映していただくため、選任いたしました。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

・当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」は以下のとおりであります。

<社外役員の独立性に関する基準>
原田工業株式会社(以下、「当社」という。))は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員(候補者を含む。)が次の項目のいずれかに該当する場合、当該社外役員は独立性を有しないものとみなします。

- 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者(注2)
- 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 当社の主要株主(注5)(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。)
- 当社が多額の寄付(注6)を行っている先又はその業務執行者
- 過去1年間において、上記1から3のいずれかに該当していた者
- 次の(1)から(7)のいずれかに掲げる者(重要(注7)でない者を除く。))の近親者(注8)
 - 当社の子会社の業務執行者
 - 当社の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - 当社を主要な取引先とする者(注9)又はその業務執行者
 - 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - 当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者をいう。)
 - 過去1年間において、上記(1)から(5)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。))であった者

(注1) 当社を主要な取引先とする者とは、当該取引先の直近事業年度における売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
(注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に掲げる業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人等を指す。なお、監査役は含まない。
(注3) 当社の主要な取引先とは、当社に対して、当社の直近事業年度における売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。
(注4) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益のことをいう。なお、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金額のことをいう。
(注5) 主要株主とは、自己又は他人の名義をもって議決権の10%以上の議決権を保有している株主のことをいう。
(注6) 多額の寄付とは、直近事業年度において当社が支払った寄付金につき、個人、団体に限らず年間1,000万円以上の金額のことをいう。
(注7) 重要な者は、会社・取引先の役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等である。
(注8) 近親者とは、血縁等内の親族をいう。ただし、離婚、離縁等によって親族関係が解消されている場合を除く。
(注9) 当社を主要な取引先とする者とは、当該取引先の直近事業年度における売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者のことをいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。